

議案第 24 号

橋本市立保育所条例の一部を改正する条例について

橋本市立保育所条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 11 月 30 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市立保育所条例の一部を改正する条例

橋本市立保育所条例(平成18年橋本市条例第134号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中太線の部分である。

改正後			改正前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
名称	位置		名称	位置	
岸上保育園	橋本市岸上200番地		岸上保育園	橋本市岸上200番地	
柏原保育園	橋本市柏原372番地		柏原保育園	橋本市柏原372番地	
山田保育園	橋本市山田628番地		山田保育園	橋本市山田628番地	
紀見保育園	橋本市胡麻生323番地の1		紀見保育園	橋本市胡麻生323番地の1	
しみず保育園	橋本市清水321番地		しみず保育園	橋本市清水321番地	
三石保育園	橋本市三石台三丁目22番地の5		三石保育園	橋本市三石台三丁目22番地の5	
高野口こども園	橋本市高野口町向島166番地		高野口こども園	橋本市高野口町向島166番地	
すみだこども園	橋本市隅田町上兵庫267番地		すみだこども園	橋本市隅田町上兵庫267番地	
橋本こども園	橋本市東家二丁目1番23号		橋本こども園	橋本市東家二丁目2番14号	
応其こども園	橋本市高野口町応其232番地の1		応其こども園	橋本市原田31番地	
				橋本市高野口町応其232番地の1	

附 則

この条例は、平成28年4月1日までの間において規則で定める日から施行する。